平成27年3月30日
福祉部長決定

# 加古川市生活困窮者自立相談支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第３条第２項、第４条及び第５条で規定された事業の実施について、加古川市生活困窮者自立支援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

（事業内容）

第２条　本事業における目標は、要綱第１条に規定する生活困窮者（以下、「生活困窮者」という。）の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、次の各号の取組を実施することとする。

（１）　包括的かつ継続的な相談支援　生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、要綱第13条に規定するプラン（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、生活困窮者の自立を包括的・継続的に支えていく。

（２）　生活困窮者支援を通じた地域づくり　生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

（支援員）

第３条　要綱第７条に規定する支援員（以下「支援員」という。）及びその役割については、次の各号のとおりとし、市長が直営又は委託により自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）に配置することを基本とする。

また、支援員は、原則として、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。

（１）　主任相談支援員　自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

（２）　相談支援員　生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

（３）　就労支援員　生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

（４）　家計改善支援員　家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う。

（５）　学習支援員　貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯のこどもと保護者を対象として、学習支援や養育相談等を行う。

２　支援員が前項各号に定める他の支援員を兼務することを妨げない。

（相談支援の手順）

第４条　自立相談支援機関が実施する生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施するものとする。

（１）生活困窮者の把握・相談受付

ア　生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

　また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域内の関係機関のネットワーク強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけなどを行う。

イ　相談を受け付けた際は、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。

ウ　相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、次のとおり対応する。

（ア）相談者が生活困窮者本人の場合

　相談者から本事業による支援プロセスに関する相談受付・申込票（様式第１号）の提出を受け、相談者本人のアセスメントを行う。

（イ）相談者が生活困窮者と生活を共にする家族の場合

　相談者から本事業による支援プロセスに関する相談受付・申込票（様式第１号）の提出を受け、生活困窮者の家族から聴取した内容をもとに生活困窮者及びその家族のアセスメントを行う。

（ウ）相談者が生活困窮者の家族以外の支援者の場合

　生活困窮者本人が自立相談支援機関での相談につながるよう、相談者を通じて自立相談支援機関への相談を促す。

（２）プラン策定

ア　前号ウの（ア）に規定する相談者及び同号ウの（イ）に規定する相談者及び相談者と生活を共にする生活困窮者（以下、「利用者等」という）に対しては、アセスメント結果を踏まえ、利用者等の自立を促進するための支援方針、支援内容、利用者等の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

イ　プラン策定前においても、必要に応じて、各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ　プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の（ア）から（コ）までに掲げる支援など、利用者等の自立を促進するために自立相談支援機関が必要と認めた支援を盛り込むものとする。

（ア）　住居確保給付金の支給

（イ）　就労準備支援事業

（ウ）　居住支援事業

（エ）　家計改善支援事業

（オ）　認定就労訓練事業

（カ）　子どもの学習・生活支援事業

（キ）　（ア）から（カ）までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（ク）　公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

（ケ）　生活福祉資金貸付事業

（コ）　上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルによる支援

エ　策定されたプランは、要綱第14条に規定する支援調整会議（以下、「支援調整会議」という。）にて、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。

オ　支援調整会議において協議されたプランは、要綱第15条の規定に基づき市長の承認を受けるものとする。

なお、（２）のウの（ア）、（イ）（ウ）及び（カ）については、プランの承認とは別に、各申請に基づき市長が決定を行う。

カ　市長の承認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。

（３）支援の提供・支援状況等の把握・再プラン策定・終了

ア　プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう利用者等との関係形成や動機付けの促しをサポートする。

イ　各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて利用者等の状況等を把握（以下、「モニタリング」という。）する。

ウ　モニタリングした内容は、概ね２ヶ月毎に支援調整会議において確認し、プラン

の評価を行う。

エ　評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

オ　評価の結果、支援を終了すると判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。

（支援調整会議）

第５条　支援調整会議は、次の各号を主な目的として開催する。

（１）　プランの適切性の協議　自立相談支援機関が策定したプランについて、自立相談支援機関のほか必要に応じて関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。

（２）　関係機関によるプランの共有　関係機関が、利用者等が抱える課題と設定した目標、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を持つとともに、役割を明確化する。

（３）　プラン終了時等の評価　プラン終了時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての支援を終了するかどうかを検討する。

（４）　社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討　個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の創出に向けた取組を検討する。

２　支援調整会議の具体的な開催方法については、別途定める。

３　支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

（プラン承認）

第６条　要綱第15条に規定するプラン承認は次の各号のとおりとする。

（１）　市長は、提出されたプランの内容が適切かを確認し、内容が適切な場合は承認する。

（２）　市長は、プランの内容に適切でない部分があった場合は、自立相談支援機関に通知し、プランの修正を指示することができる。

（３）　前号の規定の場合、自立相談支援機関はプラン内容を修正し、修正後のプランを市長へ提出するものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めのない事項については、別途、市長が定める。

附　則

この要領は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年10月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。